

特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書（案）

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間で2万7,000人ふえています。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、「一人一人に見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に300人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、コロナ禍のもとで健康への不安が増しています。

普通教室確保のために、一つの教室を仕切って使うことなどが常態化し、図工室や理科室、家庭科室等の特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもに十分な配慮ができない状況も生まれています。トイレの数さえ足りない学校も少なくありません。

全国で不足している教室が、普通教室だけで3,162教室に上ることが文部科学省調査で明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある「設置基準」が特別支援学校だけにないことです。「設置基準」は、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、学校の新増設は進んでおらず、子どもと教職員に負担を強めています。

よって、豊かな教育環境を保障するため、特別支援学校の「設置基準」を策定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議員

森田 悦男

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣
衆議院議長、参議院議長